

スポーツ庁参事官（国際担当） 保存期間表

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
1 法律の制定又は改廃及びその経緯	(1) 法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）	法制局提出資料 審査録	30年	移管
	(2) 他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）	各省への協議案 各省からの質問・意見 各省からの質問・意見に対する回答		
	(3) 閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）	5点セット（要綱、法律案、理由、 新旧対照条文、参照条文） 閣議請議書配付資料		
	(4) 国会審議	国会審議文書（一の項ヘ）	議員への説明趣旨説明 想定問答答弁書		
	(5) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	官報の写し		
	(6) 解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	通達		
2 政令の制定又は改廃及びその経緯	(1) 政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）	法制局提出資料 審査録	30年	移管
	(2) 意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）	案 趣旨 要約 新旧対照条文 参照条文 意見公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由		
	(3) 他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）	各省への協議案 各省からの質問・意見 各省からの質問・意見に対する回答		
	(4) 閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）	5点セット（要綱、法律案、理由、 新旧対照条文、参照条文） 閣議請議書配布資料		
	(5) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	官報の写し		
	(6) 解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	通達		
3 省令の制定又は改廃及びその経緯	(1) 意見公募手続	意見公募手続文書（一の項ハ）	案 趣旨 要約 新旧対照条文 参照条文 公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由	30年	移管
	(2) 制定又は改廃	内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）	省令案 理由 新旧対照条文 参照条文		
	(3) 官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	官報の写し		
	(4) 解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	通達		

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
4 閣議の決定又は了解及びその経緯	(1) 質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	答弁の案の作成の過程が記録された文書(四の項イ)	質問主意書法制局提出資料 質問主意書審査録	30年	移管
		閣議を求めするための決裁文書及び閣議に提出された文書(四の項ロ)	質問主意書答弁案 質問主意書に関する閣議請議書 質問主意書に関する案件表 質問主意書に関する配付資料		
答弁が記録された文書(四の項ハ)	質問主意書答弁書				
	(2) 国際競技大会への協力に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯	閣議を求めするための決裁文書及び閣議に提出された文書(五の項ハ)	請議書	30年	移管
5 個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第2条第3号の許認可等(以下「許認可等」という。)に関する重要な経緯		行政文書開示請求書・開示決定書・異議申立書	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以降5年	以下について移管(それ以外は廃棄。以下同じ) ・国籍に関するもの
6 法人の権利義務の得喪及びその経緯	補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯	交付の要件に関する文書(十三の項イ)	交付要綱	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書 ・新型コロナウイルス感染症関連
		交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ)	募集通知交付内定交付申請交付決定 変更交付決定		
		補助事業等実績報告書(十三の項ハ)	実績報告書額の確定		
7 職員の人事に関する事項	人事院規則で文書の保存期間を定める業務	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第11条の2第1項の届出の文書等	扶養親族届	届出に係る要件を具備しなくなった日から5年1月	廃棄
		人事院規則9-5(給与簿)第3条の出勤簿	出勤簿	作成の日から5年	
		人事院規則9-7(俸給等の支給)第13条の超過勤務命令簿	超過勤務時間簿	作成の日から5年	
		人事院規則9-24(通勤手当)第3条の通勤届	通勤届	届出に係る要件を具備しなくなった日から5年1月	
		人事院規則9-24(通勤手当)第4条第2項の通勤手当認定簿	通勤手当認定簿	支給要件を具備しなくなった日から5年1月	
		人事院規則9-54(住居手当)第5条第1項の住居届	住居届	届出に係る要件を具備しなくなった日から5年1月	
		人事院規則9-54(住居手当)第6条第2項の住居手当認定簿	住居手当認定簿	支給要件を具備しなくなった日から5年1月	
		人事院規則9-80(扶養手当)第4条第2項の扶養手当認定簿	扶養手当認定簿	支給要件を具備しなくなった日から5年1月	
		人事院規則9-80(扶養手当)第4条第3項(第5条において準用する場合を含む。)の事実等を証明する書類		届出に係る要件を具備しなくなった日から5年1月	
		人事院規則9-89(単身赴任手当)第7条第1項の単身赴任届	単身赴任届		
		人事院規則9-89(単身赴任手当)第8条第2項の単身赴任手当認定簿	単身赴任認定簿	支給要件を具備しなくなった日から5年1月	
		人事院規則9-89(単身赴任手当)第10条第2項の現況等を証明する書類			

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
		人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第4条第3項又は第4条の4第4項の割振りの変更の文書等 人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第9条第1項の明示の文書等 人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第27条第1項又は第28条第1項の休暇簿 倫理法第6条第2項の贈与等報告書の写し	年次休暇簿特別休暇簿 勤務時間の変更申告  贈与等報告書の提出	作成の日から3年  提出期間の末日の翌日から5年		
8	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から7の項までに掲げるものを除く。） (2) 訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から7の項までに掲げるものを除く。）	制定又は改廃のための決裁文書（二十の項口） 官報公示に関する文書（二十の項ハ） 制定又は改廃のための決裁文書（二十の項口）	告示案 官報の写し 訓令案・通達案	10年 10年	廃棄  以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
9	予算及び決算に関する事項	(1) 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の作製その他の予算に関する重要な経緯	① 財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項口） ② ①に掲げるもののほか、予算の成立に至る過程が記録された文書（二十一の項ハ）	繰越明許費要求書 国庫債務負担行為要求書  行政事業レビュー 省内調整事項別表 プレス発表資料説明資料	10年	以下について移管 ・財政法第17条第2項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。） ・財政法第20条第2項の予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。） ・上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置	
	(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	①歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書(二十二の項イ) ②会計検査院の検査を受けた結果に関する文書(二十二の項ハ) ③①から②までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書(二十二の項ニ) ⑤国会における決算の審査に関する文書(二十二の項ホ)	国の債務に関する計算書支出決定簿 支出伺い 意見又は処置要求 事項別決算等 警告決議に対する措置 指摘事項に対する措置	5年	以下について移管 ・ 財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。) ・ 財政法第37条第3項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。) ・ 財政法第35条第2項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。) ・ 上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書	
10	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書(二十三の項)	省内調整 説明資料	10年	移管
11	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(二十六の項ロ)	省内調書	10年	移管
12	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書(二十八の項)	選考基準 選考案 伝達	10年	以下について移管 ・ 栄典制度の創設・改廃に関するもの ・ 叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・ 国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの ・ 国外の著名な表彰の授与に関するもの

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
13 国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) 国会審議（1の項から12の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書（二十九の項）	議員への説明 答弁書	10年	以下について移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答
	(2) 審議会等（1の項から12の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間答申 最終答申 中間報告 最終報告 建議 提言	10年	移管（部会、小委員会等を含む。専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合に関するものを除く。）
14 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項）	受付簿	5年	廃棄
		決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項）	決裁簿	30年	
		文部科学省行政文書管理規則第23条第3項に定める廃棄に係る記録	文部科学省行政文書管理規則第23条第3項に基づき廃棄した行政文書ファイル等の記録	5年	
		標準文書保存期間基準	標準文書保存期間基準	その他（次回更新後まで）	
15 広報に関する事項	広報に関する立案・実施及びその結果に関する重要な経緯	文部科学省の広報の実施・報告に関する文書	報道発表資料 ホームページ原稿	3年	廃棄
16 国内式典に関する事項	国内式典	文部科学省・国内他機関・団体等主催式典・会議等の実施に関する文書	祝辞・弔辞・幹部挨拶文書 依頼文書 外部機関への後援名義申請・副申	3年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事案に関するもの
17 国際交流に関する事項	国際交流の立案に関する重要な経緯及び結果	立案の検討に関する会議等、調査研究及び実施結果に関する文書	開催経緯諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間報告、最終報告、建議 状況調査 ヒアリング 実施結果報告書	10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事業に関するもの
18 国際競技大会に関する事項	国際競技大会の招致・開催の立案に関する重要な経緯及び結果	立案の検討に関する会議等文書		10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事業に関するもの
19 予算編成（概算要求）に関する事項	予算編成（概算要求）	予算編成、概算要求に関する文書	予算編成、概算要求に関する資料担当官説明資料、積算根拠等	5年	廃棄
20 旅費・謝金・庁費等に関する事項	旅費・謝金・庁費等	旅費・謝金・庁費等に関する文書	予算の執行、旅費・謝金等の支出に関する資料 実施原議 等	5年	以下について移管 ・新型コロナウイルス感染症関連
21 後援名義に関する事項	後援名義	後援名義の実施・報告に関する文書	後援名義実施要領	10年	廃棄
			後援名義許可申請（新規）	3年	
			後援名義許可申請（定例）	1年	
			後援名義使用報告書	3年	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	文書の具体例	保存期間	保存期間満了時の措置
22 委託事業に関する事項	委託事業	事業の採択に関する文書 事業の実施及び結果に関する文書	委託事業実施要項 採択に関する委員の委嘱 採択に関する会議の配付資料・議事概要・議事録 公募資料 実施計画書 採択結果通知 委託契約書 変更承認申請・変更承認 事業実施報告書 委託額確定通知	5年	廃棄
23 証明に関する事項	証明	各種証明に関する文書	就労証明書その他	1年	廃棄
24 照会・依頼等に関する事項	照会・依頼等	定型的・日常的な照会に関する文書	定型的・日常的な照会、事務連絡等	1年未満	廃棄
		委員等の委嘱や就任依頼、講師の派遣依頼等に対する回答	委嘱に対する回答	任期満了日の日に係る特定日から1年	
			就任依頼に対する回答		
			派遣依頼に対する回答	1年	
		他省庁へ発出する副申に関する文書	副申書	3年	
		職員の海外出張に関する文書	パスポート申請、便宜供与等	3年	
要人等の受入等に関する文書	入国査証発給手続き、便宜供与等	3年			
25 文部科学省行政文書管理規則において、1年未満の保存期間とすることができる文書		文部科学省行政文書管理規則において、1年未満の保存期間とすることができる文書	別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	1年未満	廃棄
			定型的・日常的な業務連絡、日程表等		
			出版物や公表物を編集した文書		
			課の所掌業務に関する事実関係の問合せへの応答		
			明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書		
			意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書		